

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総委技)GISインフラ管理データ作成及び保管・閲覧機能構築業務委託 一式

(2) 履行場所

埼玉県県土整備部県土整備政策課長が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 業務概要

ア 目的

本業務は、県土整備部において、各地域機関が保有する道路及び河川のインフラ管理データをクラウドサーバで一元的に管理し、GISにより位置情報と組み合わせた情報管理に転換することで、インフラ分野のDXの推進を図ることを目的とする。

イ 業務内容

システム基本設計	一式
システム運用設計	一式
システム構築	一式
試験	一式
移行検討	一式
教育	一式
照査	一式
報告書作成	一式
打合せ・協議等	一式

ウ 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(6) その他

本業務の契約は、立会人型電子契約(契約内容を記録した電磁的記録に対し、県と契約の相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及びタイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。)による締結を予定する(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。)。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契

約サービスを利用し、受注者には当該利用に係る費用負担は生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和3年4月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県土木設計業務総合評価方式活用ガイドラインVer. 5（令和5年5月25日施行。以下「ガイドライン」という。）、埼玉県設計委託低入札価格調査制度実施要領（令和3年12月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型（発注者採点方式）

(2) 評価値の算出方法

ガイドラインによる。

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和3年4月1日施行）に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

4 入札説明書及び仕様書

(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 宮崎 電話048-830-5199（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

5 一般競争入札参加資格認定申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(1)の期間内に入札説明書に示す一般競争入札参加資格認定申請書（以下「確認申請書」という。）及びその他必要な資料を、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、下記(2)の提出先へ紙媒体による送付又は持参）により提出し、競争入札参加資格の確認を

得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて提出された場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書及びその他必要な資料の提出先及び提出受付期間は、次のとおりとする。

(1) 確認申請書及びその他必要な資料の提出受付期間

令和5年8月21日（月）午前9時から同年9月1日（金）午後4時まで

(2) 紙媒体による送付又は持参による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 電話048-830-5199（直通）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール又は電話により、令和5年9月5日（火）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和5年9月8日（金）午後3時までに上記5(2)の提出先に紙媒体による送付又は持参により入札説明書に示す必要な書類を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 仕様書等に関する質問

入札説明書及び仕様書に関して質問がある場合は、下記(1)の期間内に、質問書を電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、下記(2)の提出先へ紙媒体による送付又は持参）により提出すること。

なお、質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 質問受付期間

令和5年8月21日（月）午前9時から同月25日（金）午後4時まで

(2) 紙媒体による送付又は持参による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 電話048-830-5199（直通）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年8月31日（木）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵便又は信書便で回答するので、次の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当 電話048-830-5199(直通)

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7(2)「紙による入札書の提出」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和5年9月13日（水）午前9時から同月15日（金）午後5時まで

(3) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、紙媒体の入札書を郵送、又は持参により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部県土整備政策課建設DX推進担当

イ 郵便の場合の提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和5年9月19日（火）午後1時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者による特定設計共同体（以下、

「特定共同体」という。)とする。

- (2) 単体の場合にあつては、他の特定共同体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定共同体における運営形態及び代表者の選定については、入札説明書によること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設コンサルタント登録

単体又は特定共同体における構成員のうち少なくとも1者は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第5条の規定に基づく登録を受けている者であること。

(2) 業務実績

単体又は特定共同体における構成員のうち少なくとも1者は、契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日以降公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む。)又は地方公共団体(埼玉県が出資する指定出資法人を含む。)との業務委託契約により、1回の契約金額が4,000万円以上のGISに係る業務を履行した実績を有すること。

なお、特定設計共同体による業務実績については、代表構成員であるときのものに限る。

(3) その他の参加資格

単体又は特定共同体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者(以下「同族企業」という。)同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準(令和2年4月1日施行)参照。)

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

16 契約保証金

(1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付するものとする。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、請負代金額の10分の3以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証

(3) 財務規則第81条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、契約保証

金の納付を免除する。

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

17 前金払

する。その額は契約金額の30パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

18 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札

ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

オ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

カ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

キ 談合その他不正行為があったと認められる入札

ク 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

コ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

サ その他公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することができない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行し

ないことがある。

19 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無
無
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和3年3月30日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。
- (5) 提出された確認申請書及びその他必要な資料は返却しない。
- (6) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 入札参加者は、GISインフラ管理データ作成及び保管・閲覧機能構築業務委託契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。

20 この公告に関する問合せ先及び契約条項を示す場所

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部
県土整備政策課建設DX推進担当 電話048-830-5199(直通) ファクシミリ048-
830-4863 電子メールa5250-09@pref.saitama.lg.jp

21 Summary

- (1) Nature of Services Required
Creation of Infrastructure management data for GIS and building storage and Browsing function
- (2) Submission Period for Confirmation Application and Documents
From 9 a.m. August21 (Monday) 2023 until 4 p.m. September1 (Friday) 2023
- (3) Submission Period for Bids
From 9 a.m. September13 (Wednesday) 2023 until 5 p.m. September15 (Friday) 2023
- (4) Bid Opening Date and Time
1:30 p.m. Tuesday, September19, 2023
- (5) Contact Information
Construction DX Promotion Group
Land Development Policy Division

Department of Land Development

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-5199 FAX: 048-830-4863